

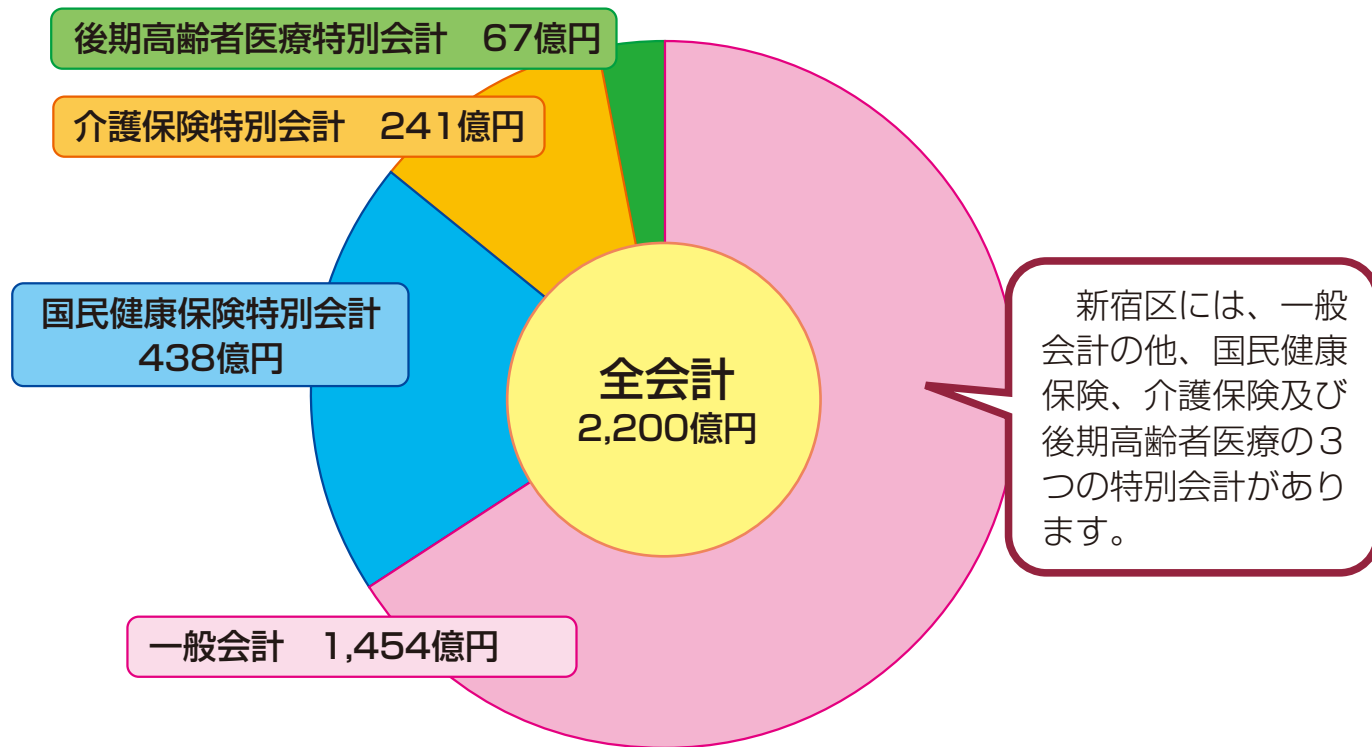
新宿区の財政



平成28年3月

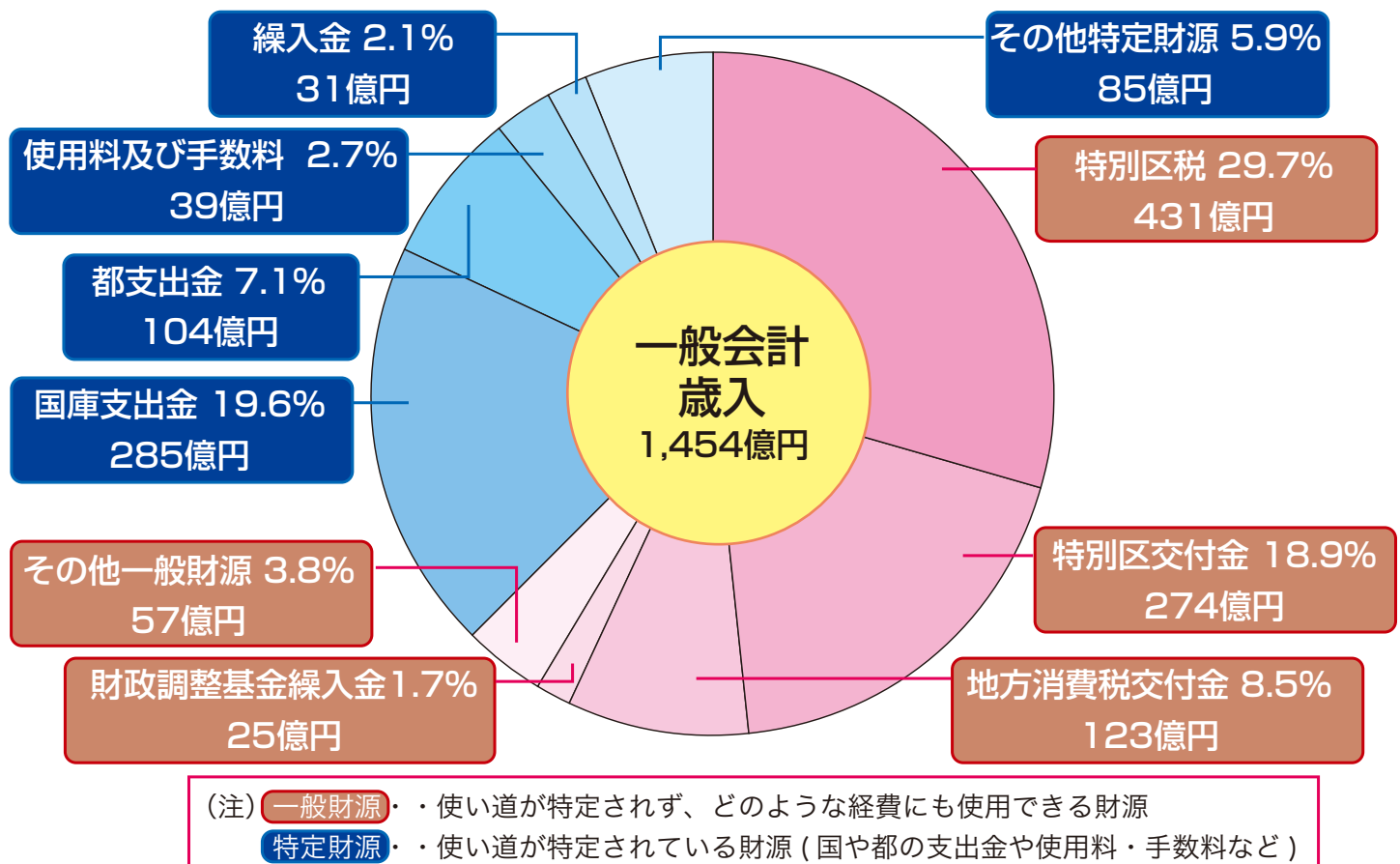
I 財政規模 平成28年度当初予算

1 会計区分

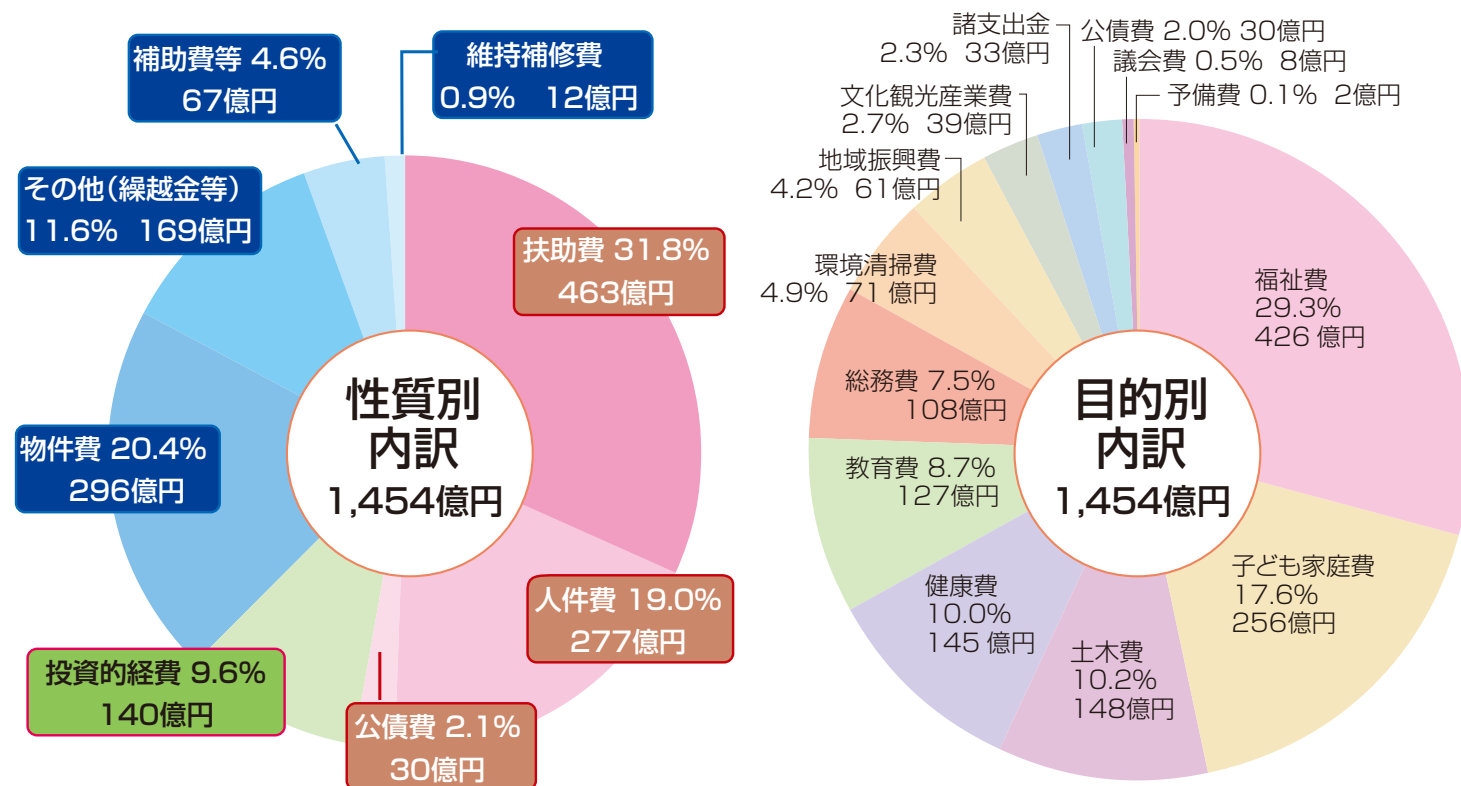


2 収入と支出

収入の内訳 平成28年度一般会計当初予算(歳入)



支出の内訳 平成28年度一般会計当初予算(歳出)

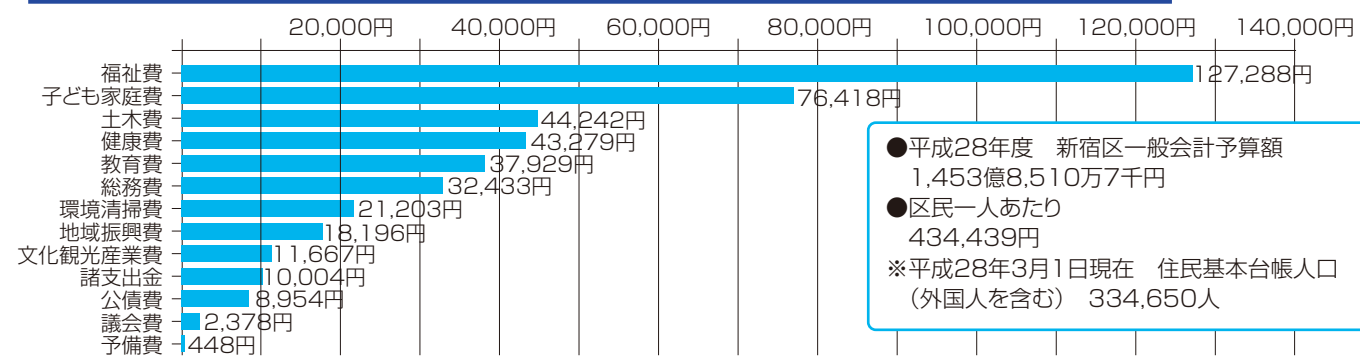


(注) **義務的経費**・・・支出が義務づけられた経費で扶助費、人件費、公債費
投資的経費・・・学校の建設、保育所の整備、介護保険施設の整備、道路整備等に要する経費
その他の経費・・・上記以外の経費

歳出予算(目的別) 1万円あたりの内訳

福祉費 障害者・高齢者の福祉、生活保護などに 2,930円	子ども家庭費 児童の福祉、子どもの支援などに 1,759円	土木費 道路、公園、都市計画などに 1,018円	健康費 健康診断や保健所の事業などに 996円	教育費 小・中学校、図書館などに 873円
総務費 庁舎管理や防災、選挙などに 747円	環境清掃費 環境保護、清掃、リサイクルなどに 488円	地域振興費 区民施設の運営、地域振興などに 419円	文化観光産業費 文化・観光・商工振興などに 269円	諸支出金 区の貯金(基金)の積立などに 230円
公債費 区の借金(区債)の返済に 206円	議会費 区議会の運営に 55円	予備費 予算の不足に備えるために 10円	合計 10,000円	

歳出予算(目的別) 区民一人あたりの内訳



II 都区財政調整制度について

[※27年度当初算定]

23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であることから、区域全体としての行政の一体性・統一性を確保するために、都が消防や上下水道など市町村事務の一部を行っています。

このため、

- ① 23区と東京都の間では、通常、市町村の収入となっている固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を都が徴収し、23区と都で財源を分け合う特別な制度がとられています。
 - ② また、この特別な制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。
- この二つ(①、②)の機能をあわせ持った制度が都区財政調整制度です。

新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。(平成26年度一般会計歳入決算、1,391億円のうち都区財政調整交付金299億円、21.5%)

また、23区と東京都の都区間の配分割合は、国庫補助・負担金の見直し等の影響を踏まえ、平成19年度から55(区)：45(都)となりました。

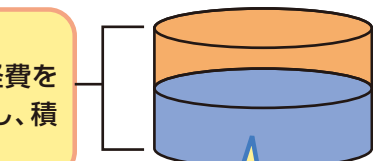
財政調整交付金の計算方法(普通交付金)

財政調整交付金 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

財政調整交付金

基準財政需要額

区の標準的な行政経費を目的・種類ごとに分類し、積み上げたもの



基準財政収入額

特別区民税、地方消費税交付金など17項目の財政収入を積み上げたもの

※財政調整交付金のうち95%が普通交付金、5%は特別交付金として災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

※法人住民税の一部国税化について

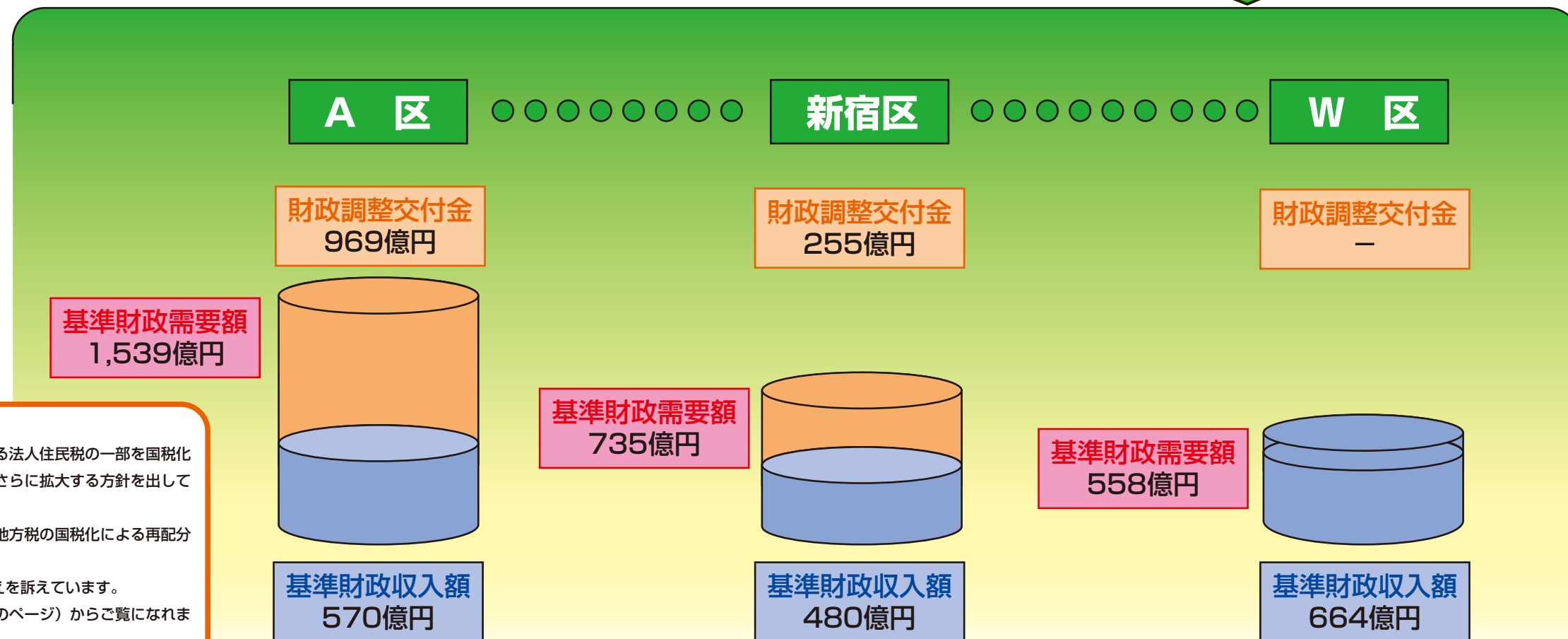
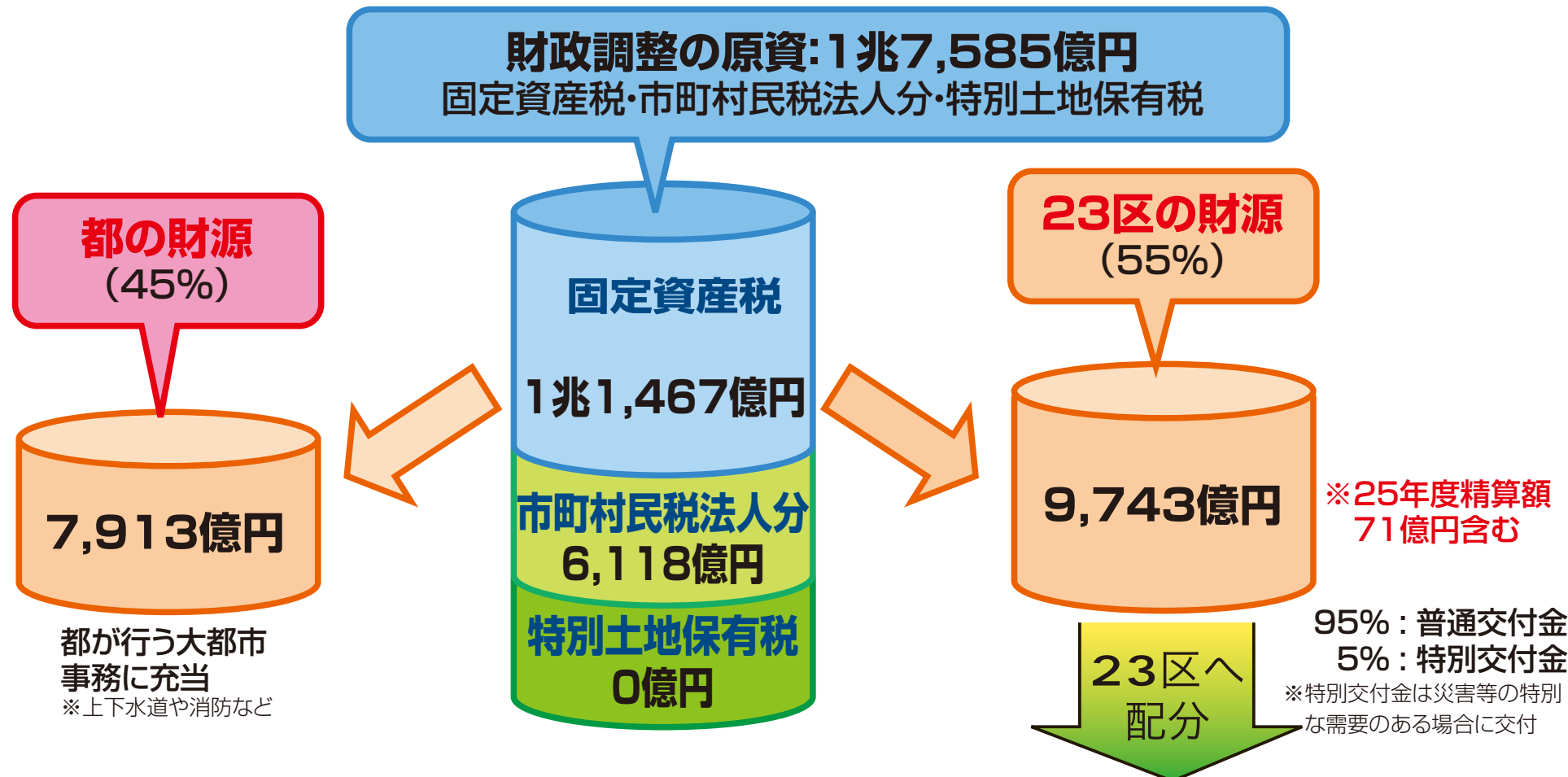
地方自治体間に生じている税源の偏在を是正するため、国は、地方財源である法人住民税の一部を国税化し、交付税の原資とするなど、地方税を地方自治体の財源調整に用いる動きをさらに拡大する方針を出しています。

しかし、地方自治体の必要財源は、国が責任を持って確保すべきであり、地方税の国税化による再配分は地方税の根本原則を歪めるものと言わざるを得ません。

特別区は、国が進める税源偏在是正の動きに対し、様々な場面で特別区の考えを訴えています。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ(都区財政調整制度のページ)からご覧になれます。

新宿区ホームページアドレス <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>



※平成27年8月時点での普通交付金算定見込

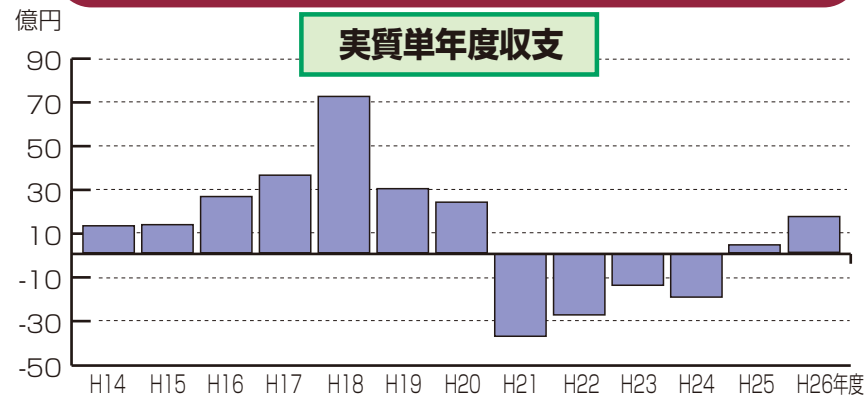
Ⅲ 財政状況

1 平成26年度一般会計決算と区財政の健全度

一般会計決算

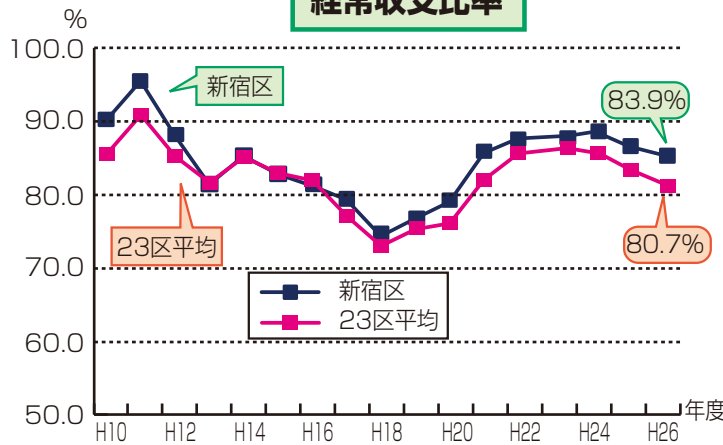
区分	決算額 (百万円)	対前年度 増減率(%)
歳入総額 A	139,106	4.2
歳出総額 B	135,089	3.9
歳入歳出差引額 (A)-(B) C	4,017	16.3
翌年度に繰り 越すべき財源 D	172	
実質収支 (C)-(D) E	3,845	17.8
単年度収支 F	581	
財政調整基金積立金 G	1,987	4.2
繰上償還金 H	0	
財政調整基金 とりこずし額 I	1,000	△44.4
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) J	1,568	

歳入面では、景気の緩やかな回復基調を背景に、特別区民税や特別区交付金などの一般財源が増となるとともに、歳出面では、扶助費や公債費が増となったものの、職員定員管理の適正化等により、人件費がほぼ横ばいとなるほか、経費節減効果等により、財政調整基金繰入金を対前年度比44.4%減額し、実質単年度収支は昨年度に引き続き黒字となりました。

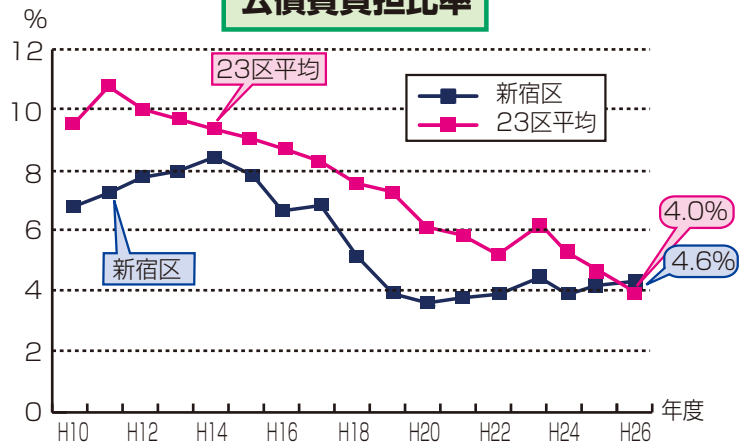


実質単年度収支は、年度間の財源の調整を目的に設けられている財政調整基金(区の貯金)の積立て・取崩しを全く行わないものとして算出した歳入決算額と歳出決算額との差し引きをしたものです。赤字の年度は、財政調整基金を取り崩して財政運営を行った年度となります。新宿区では、昨年度に引き続き黒字(プラス)となりました。

経常収支比率



公債費負担比率



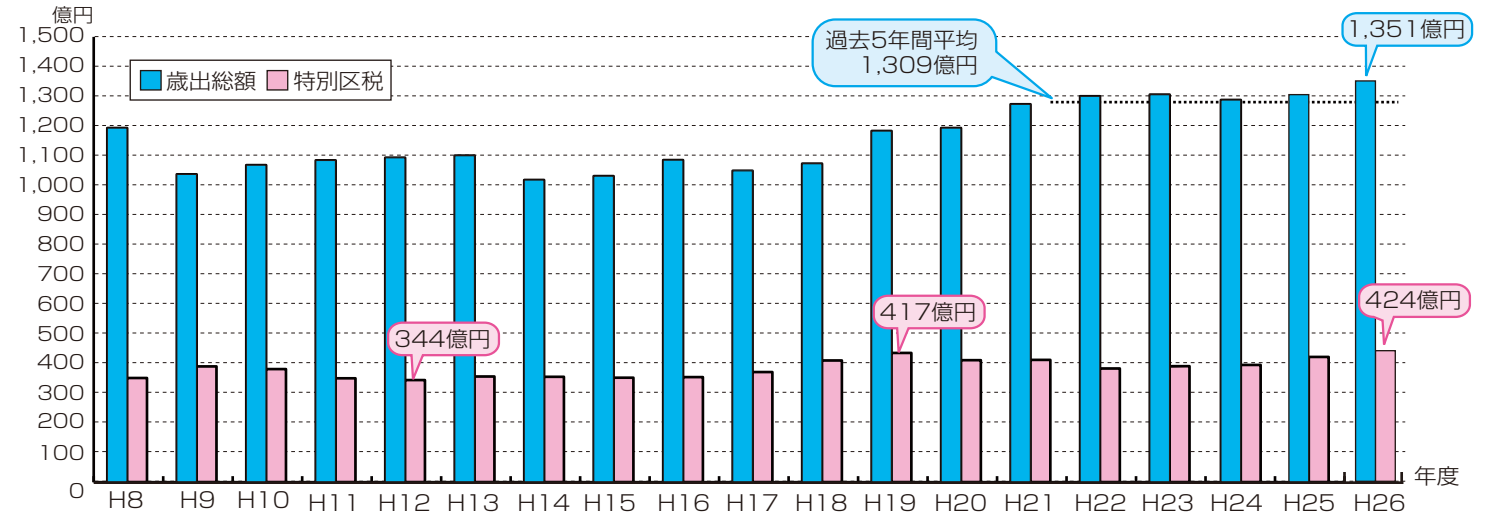
経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標で、70~80%が適正水準とされています。新宿区は、83.9%(23区平均80.7%)で23区中低い方から14番目となっています。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。新宿区は、公債費負担比率が4.6%(23区平均4.0%)で、23区中低い方から18番目となっています。

2 財政規模(歳出)と区税収入

区の一般会計の財政規模(支出)の平成22年度~26年度の過去5年間平均は、約1,309億円で、平成26年度は、1,351億円となっています。

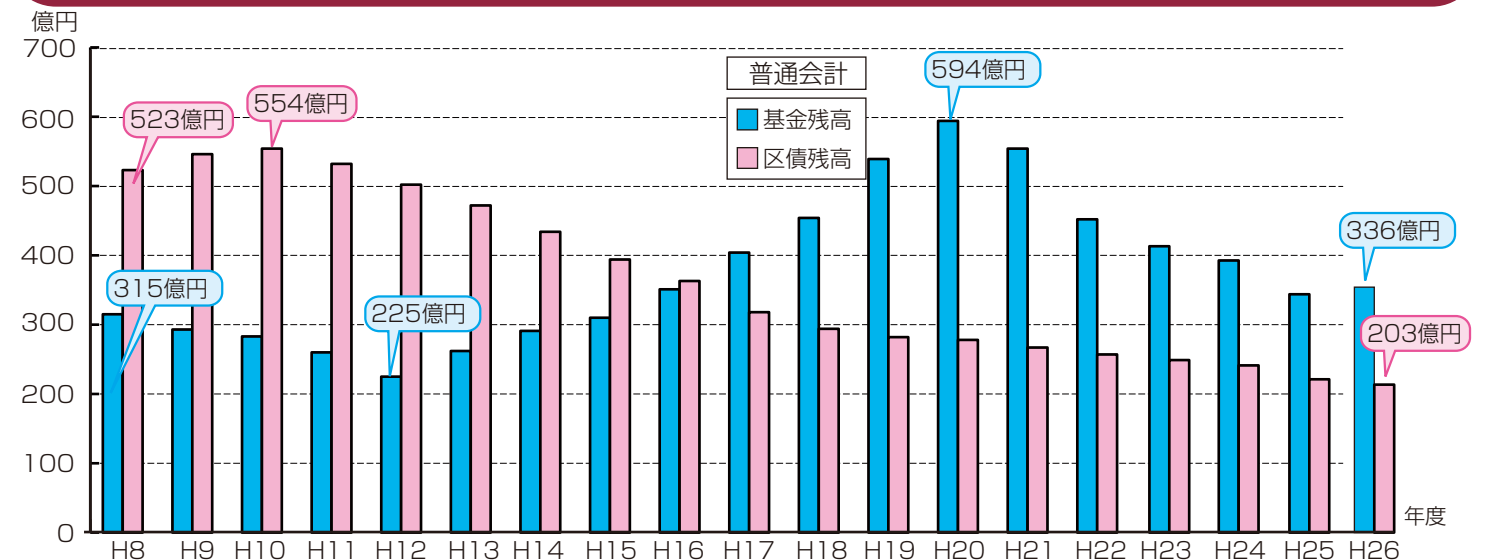
一方、特別区税収入は、平成12年度には344億円まで落ち込みましたが、26年度は前年度に比べ18億円増の424億円となり、リーマン・ショック以前の19年度417億円を超える水準まで回復しています。



3 区債(起債)と基金の残高

区債は、小・中学校や道路などの公共施設整備や区民税の減税補填のための借入金です。この借入金は、平成10年度で554億円ありましたが、26年度では203億円(23区平均238億円、23区中低い方から10番目)まで減少しています。

一方、区の貯金にあたる基金の残高は、平成8年度では315億円となって、区債残高を下回り、その後12年度では225億円にまで落ち込みましたが、年々回復し20年度では594億円となりました。しかし、21年度以降、一般財源の大きな減収による財政調整基金の取崩し等から基金残高は減少し、基金全体の残高は25年度末で平成20年度末の約56%にまで減少しました。26年度は前年度に比べ4億円増の336億円(23区平均614億円、23区中高い方から18番目)となっています。



IV 平成26年度財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、自治体財政の健全度を測る4つの指標(健全化判断比率)が定められています。健全化判断比率は、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされています。

平成26年度決算に基づき算定した新宿区の比率は、以下の通りです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
-	-	△ 2.0	-
(実質赤字比率はありません)	(連結実質赤字比率はありません)		(将来負担比率はありません)
早期健全化基準 11.25%	早期健全化基準 16.25%	早期健全化基準 25.0%	早期健全化基準 350.0%
財政再生基準 20.00%	財政再生基準 30.00%	財政再生基準 35.0%	

平成20年度から各地方公共団体に公表が義務づけられた財政状況を示す4指標について、国が定めるすべての基準を下まわっています。

早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条の規定に基づき、「早期健全化基準」の数値以上の場合は、財政健全化計画を定め、自主的な財政再建が求められています。

財政再生基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条の規定に基づき、「財政再生基準」の数値以上の場合は、財政再生計画を定めることが義務づけられています。



新宿区長
吉住 健一

このリーフレットは、新宿区の財政状況について、区民の皆様にご覧いただき、区政への関心をより一層高めていただくことを目的に作成しました。

平成28年度は、①区民生活が直面する喫緊の課題に的確に対応し、持続的に発展し続ける新しい新宿のまちを創造するため、既存事業の再構築や新規事業の創出に総合的に取り組む予算、②2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催とその先を見据えながら、多岐にわたる行政課題に積極果敢に取り組む予算と位置付け編成いたしました。

次の世代が夢と希望を持って心豊かに生活できる、持続的に発展し続ける新しい新宿のまちを目指すことが使命だと考えております。「新宿力で創造するやすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、全力で取り組みます。

平成28年3月

「新宿力」とは、新宿区に住む人々をはじめ、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

平成28年3月発行

編集発行：新宿区総合政策部財政課 新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区ホームページアドレス <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

電話(03)5273-4049(ダイヤルイン)

FAX(03)3209-1178

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

2100
古紙配合率100%再生紙を使用しています